

オール島田のまちづくり	
基本理念	原則
補完性 信頼の上の対等性 ビジョン共有 主体性 柔軟性（本音で・誠実さ・まじめに） 公共性、公益性（客観性）	× 情報発信、共有 交流 参加 関係、連携

これまでの意見
 予見される災害は（天災、人災）できうる限り取り除く（住民の生命、生活を最優先）
 島田の市民を守ってくれるもの 権利、防災、経済???
 危機管理（市民）が抜けている？いない？

条例に盛り込みたいこと
 島田市が将来にわたって安心していけるようにするために、誰が・どのようなことを大切にして・何をするか

A グループ
 「市長等は…」 体制整備・他団体との協力・（自治体）連携
 「市民は」 自覚・協力・助け合い
 2段階で盛り込む

B グループ
 焼津市（26条、27条）を参考にして
 連携は牧之原市
 市長等 自然災害の発生に備える体制づくり
 市民 防災に関心を持ち、自ら備える
 市内自治会及び市民は日常から連携を強化し、助け合いの精神を持つようつとめる
 日頃から地域での訓練などへの活動に参加し、災害に強い地域づくり

C グループ
 市民は災害等の発生において自主的かつ主体的に避難、防災等の初動活動を行うとともに、互いに協力して対処する
 市は個人の生命、身体及び財産を保護するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動を行うため、危機管理体制の確立を図る

島田市の危機管理

- 概要～島田市の自然条件・社会条件
 - 島田市は静岡県平均よりも少子高齢化が早い
- 危機とは
 - 守るべきものに対する脅威～マルチハザードの時代
- 危機管理を考える
 - リスクマネジメント（予知、予防、準備）
 - クライシスマネジメント（事態に対処）
- 危機管理の協働を考える
 - 社会全体で災害対処能力の向上（自助、共助、公助）
 - 役割分担と連携
 - 役割（立場）を考える
 - 性別・年齢・身体・機能
 - 行政の役割
 - 住民の命を守る第一義的な責務を負う
 - 住民に求めたいこと
 - 想う・気付く・助かる・助ける
 - 行政がめざすこと
 - 想う・観る・気付く・動く
- まとめ
 - 防災はまちづくり、地域づくり（居場所・絆・人）

島田市内 133 の自主防災組織
 例）避難所運営会議の設置＝マニュアルづくり
 地域によって温度差がある
 情報が一番大事

住民と行政の絆づくり
 住民）行政にていねいに指導してもらいたい
 行政）求められる必要な情報は惜しみなく出す

必要なこと

A グループ
 市の役割 市としてできること
 情報提供
 ↑↓
 市民の自覚
 市に任せきりではなく自分たちでやる

心配なこと

A グループ
 馴れ 訓練馴れ
 危機意識の希薄化

B グループ
 危機管理の意識のズレがコミュニケーション不足で気づかない
 コミュニティ活動が活発でないと危機の時には助けあえない
 自治会の会長を知らない人もいる。その人に限って後から文句を言う

内容の盛り込み方

一つの項目とする 行政運営のなかに含める その他
 どこまで具体的なものにするか、他の条文とのバランスを考慮しながら

他市条例	市、市長	議会	市民
	<p>大地震に <u>焼津市第26条</u> 市長等は、大地震等自然災害の発生に備えて、市の機能を維持・継続できるように体制整備をするとともに、計画を策定し、それを有効に活用できるようにします。</p> <p>計画・しくみ整備 <u>埼玉県鴻巣市第24条</u> 市は、地震、水害、火災その他の不測の事態（以下「災害等」という。）の発生に備え、市民の生命、身体及び財産を守るための計画及び市民との情報共有の仕組みを整備するものとする。</p> <p>体制整備 <u>岩手県滝沢市第25条</u> 市は、個人の生命、身体及び財産を保護するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動を行うため、危機管理体制の確立を図らなければなりません。 <u>北海道栗山町第32条</u> 町は、町民の生命、身体、財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある緊急の事態等に的確に対応するための体制等を整備し、町民生活の安全確保を図ります。</p> <p>市民・関係機関との連携 <u>牧之原市第20条</u> 市長等及び議会は、緊急時に備え、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市民及び関係機関と協力、連携し、総合的かつ機動的な危機管理体制を強化するよう努めるものとする。</p> <p>国県、広域との連携 <u>掛川市第20条</u> 市長等は、災害等から市民等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、迅速かつ的確な対応が可能な危機管理体制を整備するとともに、市民等及び国、他の地方公共団体その他関係機関との協力、連携及び相互支援を図るものとする。</p> <p>広域連携 <u>岩手県滝沢市第2条</u> 市は、前項の目的を達成するため、広域的な視点から近隣自治体との連携強化に努めるものとする。</p>	<p>その他の非常事態に <u>焼津市第27条</u> 市民、議会及び市長等は、大地震等自然災害以外の重大な事故、事件、感染症の拡大その他の非常事態に対しても適切な対応が行えるように日頃から事前の準備に取り組みます。</p>	<p><u>掛川市第2条</u> 市民等は、日常生活においては災害等に備えるとともに、災害等の発生時には自らの安全確保を図るとともに、相互に協力し、助け合うよう努めるものとする。 <u>焼津市第2条</u> 市民は、日頃から防災に関心を持ち、自ら備えるほか、大地震等自然災害の発生に際しては、地域での活動が大きな役割を果たすことを理解し、日頃から地域での訓練などの活動を行い、災害に強い地域づくりに努めます。 <u>北海道栗山町第2条</u> 町民は、緊急の事態等の発生時に、自らの安全確保を図るとともに、町民相互の連携に努めます。 <u>埼玉県鴻巣市第2条</u> 市民は、災害等の発生時に互いに助け合えるよう、日常的な交流に努めるものとする。 <u>埼玉県鴻巣市第3条</u> 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るよう努めなければならない。</p> <p>地域コミュニティ <u>岩手県滝沢市第3条</u> 地域コミュニティは、災害等の発生時において、自主的かつ主体的に避難、防災等の初動活動を行うとともに、互いに協力して対処することができるよう日頃から地域での信頼及び交流関係を築くよう努めるものとする。 <u>岩手県滝沢市第4条</u> 市は、前項における地域コミュニティの活動に対し、必要な情報を提供するなど積極的に支援するものとする</p>